

令和8年度
狂犬病予防等委託業務

業務仕様書

佐久市

環境部 環境政策課

I 一般事項

1 目的

狂犬病予防法に基づく飼い犬の登録原簿台帳の入力管理及び犬の所有者への注射案内、定期集合方式による狂犬病予防注射（以下、集合注射という。）における獣医師との日程調整等、獣医師と連携し狂犬病予防事業を適正かつ円滑に実施すること目的とする。

また、犬の登録事務及び狂犬病予防注射と犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票（以下、注射済票という。）交付手数料の収納事務をワンストップ化することにより、業務の効率化及び市民サービスの向上を図る。

2 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務範囲

市内全域

4 業務内容

受注者は市の指示に基づき、II 特記事項の内容を行う。

5 適切人員の配置

本業務を履行するにあたり、同種業務に係る経験が5年以上ある者を1名以上配置すること。

6 準拠する法令等

本業務は、本仕様書によるほか、下記の関係法令等に基づいて行うものとする。

- (1) 狂犬病予防法（昭和25年8月26日法律第247号）
- (2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日号外法律第57号）
- (3) 佐久市手数料条例
- (4) 佐久市財務規則
- (5) その他関係法令等

7 成果物の作成

- (1) 飼い犬の登録原簿台帳

登録台帳（システム）へ入力する項目は次のとおりとする。

- ア 登録番号（鑑札番号）及び登録年月日
- イ 所有者の氏名、郵便番号、住所、行政区及び電話番号

ウ 犬の種類、毛色、性別、体格、生年月日及び名前

エ 注射済票番号及び実施年月日

オ マイクロチップ識別番号

カ その他必要な事項

(2) 報告書

作成する報告書は次のとおりとする。なお、報告書の様式については別に定める。

ア 受注者は、月ごとに業務委託した動物病院からの報告内容及び市からの通報内容を取りまとめ、新規登録数、注射頭数、注射済票交付数及び収納手数料を集合・訪問・来院注射の区分で記載し、翌月の15日までに市へ提出するものとする。

イ 受注者は業務完了後、事業完了報告書を作成し、当該年度の3月31日までに市へ提出するものとする。

8 業務委託料

(1) 業務委託料は、令和8年3月1日現在の下記データを参考とする。なお、手数料の収納事務に係る委託料も含むものとする。

・犬の登録頭数：5378頭

・過去3年の狂犬病予防注射平均実施率：86.9%

(2) 受注者は、契約の開始から6ヵ月経過したとき、及び当該業務を完了したときに、それぞれ業務委託料の二分の一に相当する金額を請求できるものとし、市は当該業務に係る検査に合格したとき、当該費用を支払うものとする。

9 個人情報の取扱い

本仕様書による業務の委託契約を締結し業務を行う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

10 損害賠償

受注者は、II 特記事項の業務を行うにつき生じた損害について、その費用を負担するものとする。

II 特記事項

1 狂犬病予防等に関する業務について

(1) 実施項目

- ア 犬の登録及び狂犬病予防注射の接種率向上のための啓発
- イ 当該年度における狂犬病予防注射の現況把握及び報告
- ウ 飼犬登録システムによる登録原簿台帳作成に伴う以下の業務
 - (ア) 新規登録申請に基づく犬の登録
 - (イ) 登録事項変更申請に基づく変更・抹消
 - (ウ) 当該年度の注射済票交付状況の管理
 - (エ) システム及び情報セキュリティーの管理
- エ 次年度の鑑札、注射済票、リーフレットの発注及び業務委託先への配布並びに当該年度の注射済票の回収
- オ 集合注射の案内の作成及び配布
- カ 集合注射における獣医師の選任及び注射実施の補佐
- キ 狂犬病予防注射未実施リストの作成及び市への情報提供

(2) 実施概要

- ア 狂犬病予防注射実施計画を策定し、それに従って業務を実施すること。
- イ 集合注射業務を行うにあたっては、次の各号に掲げる事項を遵守すること。
 - (ア) 集合注射は、狂犬病予防法施行規則第11条第1項に定める期間に実施する。ただし、狂犬病予防注射実施状況に応じて秋期においても集合注射を実施することができるものとする。
 - (イ) 集合注射における狂犬病予防注射実施者は、獣医師法第7条第2項の規定により獣医師免許証を付与された診療を業務とする獣医師から選任し、市に報告する。
 - (ウ) 集合注射の実施にあたっては、日時、会場等を犬の所有者へ案内ハガキ（兼交付申請書）により通知する。
 - (エ) 集合注射を行う時は、犬の所有者から提出された案内ハガキ（兼交付申請書）を確認した上で注射済票を交付すること。
 - (オ) 集合注射において、狂犬病予防注射実施者が行った狂犬病予防注射を起因として発生した事故及び当該注射に関係する犬の事故は、事故の発生状況及びその処理等について速やかに市に報告すること。
- ウ 狂犬病予防注射は、集合注射、来院注射及び訪問注射の区分に基づき現況を把握し、市に報告すること。
- エ 次年度の鑑札、注射済票、リーフレットの発注及び配布並びに当該年度の注射済票の回収にあたっては、市の指示に従うこと。

2 犬の登録手数料及び注射済票交付手数料の収納に関する業務について

(1) 実施項目

- ア 佐久市手数料条例（平成17年佐久市条例第61号）別表24及び26に規定する犬の登録手数料及び注射済票交付手数料の収納
- イ 集合注射における犬の登録申請受付及び注射済票の交付事務の補助
- ウ 個別注射（来院注射及び訪問注射）における犬の登録申請受付（鑑札の交付を含む）及び注射済票の交付事務の補助

(2) 実施概要

- ア 収納の手続きは佐久市財務規則（平成17年佐久市規則第39号）の規定によるものとする。
- イ 犬の登録申請受付（鑑札の交付を含む）1件につき、犬の登録手数料3,000円、注射済票交付1件につき注射済票交付手数料550円を、それぞれ収納すること。
- ウ 受注者は鑑札・注射済票の交付申請受付及び交付事務、手数料収納事務を獣医師法第7条第2項の規定による獣医師免許証を交付された診療を業務とする獣医師へ受注者の責任において再委託することができるものとする。
- エ 前項により再委託した場合、再委託先の商号又は名称その他必要な事項を契約締結時に市に通知すること。また、その商号又は名称等に変更が生じた場合にはすみやかに市に通知すること。
- オ 再委託先で収納した各手数料は受注者が集約し上半期分（4月1日から9月末日）を10月に、下半期分（10月1日から翌年3月31日）を3月に市が指定する金融機関へ取りまとめて入金すること。
- カ 受注者は次の各号に掲げる事項を、その都度速やかに市に報告するものとする。
 - （ア）本業務の収納事務において生じた事故等及びこれらに対する処置
 - （イ）市が指示する事項
- キ 市は、本契約の収納事務について必要に応じて受注者に求め、又は関係書類の監査を行うことができる。
- ク 受注者は本業務の収納事務について、法令及び市条例その他関係規定を遵守し、納入者から疑義を問われることのないよう細心の注意を払い行うものとする。特に、犬の登録手数料及び注射済票交付手数料の収納事務は、申請受付、鑑札及び注射済票の交付事務と接続して行われるものであるが、当該事務にかかる手数料を申請者から別途徴収しないこと。

3 業務フローチャート

	市	受注者	委託動物病院
集合注射	<ul style="list-style-type: none"> ・実施日を受注者へ通知→ ・実施地区等への案内 ・新規登録犬の受付、手数料収納、鑑札の交付 ・注射済票交付手数料の徴収、注射済票の交付 ・新規登録犬の情報を受注者へ通知→ ・注射済の犬の情報を受注者へ通知→ ・減免申請、変更・死亡届の受理、情報を受注者へ通知→ 	<ul style="list-style-type: none"> ・獣医師との日程調整 獣医師へ集合注射参集指示→ ・新規登録犬の受付補助、登録手数料収納補助、鑑札の交付補助 ・注射済票交付手数料の収納補助、注射済票の交付補助 	<ul style="list-style-type: none"> →受注者からの指示により集合注射実施 ・案内ハガキにより飼育者と犬を確認 ・注射の可否を判断 ・注射の実施
		<ul style="list-style-type: none"> →登録情報、注射情報並びにその他申請情報をシステム入力 ←入力情報を市に報告 	
個別注射	業務委託していない動物病院等で注射した場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ・狂犬病予防注射済証を確認、注射済票交付手数料の徴収、済票の交付 ・注射済の犬の情報を受注者へ通知→ 	<ul style="list-style-type: none"> →注射情報をシステム入力 ←入力情報を市に報告 	
個別注射	業務委託している動物病院等で注射した場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書と納入された手数料を照合確認 	<ul style="list-style-type: none"> 注射情報をシステム入力← ←入力情報を市に報告 ←手数料を取りまとめ、市に納入 	<ul style="list-style-type: none"> ・案内ハガキにより飼育者と犬を確認 ・注射の可否を判断 ・注射の実施 ・注射済票交付手数料の収納、注射済票の交付 ←注射済の犬の情報を受注者へ通知 ←手数料を受注者に納入
新規登録等	市役所または支所に申請した場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料徴収・鑑札の交付 ・新規登録犬の情報を受注者へ通知→ ・減免申請の受理、情報を受注者へ通知→ 	<ul style="list-style-type: none"> →登録情報及び申請情報をシステム入力 ←入力情報を市に報告 	
新規登録等	業務委託している動物病院等に申請した場合		
	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書と納入された手数料を照合確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録情報及び申請情報をシステム入力 ←入力情報を市に報告 ←手数料を取りまとめ、市に納入 	<ul style="list-style-type: none"> ・手数料収納・鑑札の交付 ←新規登録犬の情報を受注者へ通知 ←減免申請の受理、情報を受注者へ通知 ←手数料を受注者に納入
未注射			
	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書と納入された手数料を照合確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・原簿台帳から未注射犬の抽出 ←未注射リストを市に報告 情報をシステム入力← ←入力情報を市に報告 ←手数料を取りまとめ、市に納入 	<ul style="list-style-type: none"> ・注射の可否を判断 ・注射の実施 ←注射済の犬の情報を受注者へ通知 ←手数料を受注者に納入

(別記)

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たって、佐久市情報セキュリティポリシー等、関連する法令及び例規を遵守するとともに、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報を第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 受注者は、業務に従事しているものに対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに第三者に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(再委託等の禁止)

第3 受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、個人情報取扱事務を第三者に委託してはならない。

2 受注者は、発注者の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により受注者が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(収集の制限)

第4 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第6 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止を図るため、個人情報の適切な管理に必要な措置を講じなければならない。

(複写、複製の禁止)

第7 受注者は、業務を行うために発注者から提供された個人情報が記録されている資料等を発注者の承諾を得ることなく複写又は複製してはならない。

(資料等の返還)

第8 受注者は、業務を行うために発注者から提供され、又は自らが収集した個人情報記録された資料等を、業務完了後速やかに発注者に返還するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、この限りではない。

(事故の場合の報告)

第9 受注者は、個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(調査)

第10 発注者は、受注者が業務に関し取扱う個人情報の管理状況等について、実地に調査し、又は受注者に対して必要な報告を求めることができる。

(指示)

第11 発注者は、受注者が業務に関し取扱う個人情報を適切に管理するための必要な指示を行うことができる。

(損害賠償)

第12 受注者又は受注者の従事者（受注者の再委託先及び受注者の再委託先の従事者を含む。）の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、受注者はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、発注者が受注者に代わって第三者の損害を賠償した場合には、受注者は遅滞なく発注者の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第13 業務に関する個人情報について、受注者による取扱いが著しく不適切であると発注者が認めたときは、発注者はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

(別紙様式)

狂犬病予防注射実施報告書 (月分)

佐久市長 様

令和 年 月 日

印

次のとおり、狂犬病予防注射を実施しました。(月 日 ~ 月 日)

	集 合 注 射			訪 問 注 射			来 院 注 射				新規登録	予防注射	済票交付	備 考
	新規登録数	注射頭数	済票交付数	新規登録数	注射頭数	済票交付数	新規登録数	注射頭数	済票交付数	済票 未交付数	数 計	頭数計	数 計	
頭 数														猶予 頭
収納手数料														
累 計														猶予 頭
収納手数料														

(注) 手数料免除数は () に内数で記入する。